広島県告示第七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年二月二十三日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

告示番号	平成二十三年広島県告示第二百五十二号及び千八十八号 平成二十五年広島県告示第二百三十四号
所在地	広島県三次市三次町、同市日下町、同市三原町及び同市山家町地内
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	下乙原川（五〇四二）	土石流
	郷川（四四五）	土石流
	中所下川（五〇七八）	土石流
	板崎川（五〇七七）	土石流

土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	大鳴瀬川（五〇四一）	土石流
	下乙原川（五〇四二）	土石流
	日下川（八五五三）	土石流
	日下川（八五五三隣一）	土石流
	郷川（四四五隣二）	土石流
	郷川（四四五隣一）	土石流
	郷川（四四五）	土石流
	中所下川（五〇七八）	土石流
	板崎川（五〇七七）	土石流
	板崎川（五〇七七隣）	土石流

	中所上（二一一）	土石流
宮峡川（八五六二隣）	宮峡川（八五六二隣）	土石流
	桧原川（五〇八〇）	土石流
五助谷（一四八）	五助谷（一四八）	土石流
助谷川（一五〇）	助谷川（一五〇）	土石流
	寺戸川（一二九）	土石流
寺戸川（四四六）	寺戸川（四四六）	土石流
	願万寺（二〇二）	土石流